

平成30年度第 2 回
東京都私立学校審議会（第775回）

平成30年 5 月 21 日（月）

都庁第一本庁舎42階 北側特別会議室 A

午後 3 時00分開会

○近藤会長 それでは、ただいまから、平成30年度第2回「東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について事務局から報告をお願いします。

○私学行政課長 本日の出席委員は、委員20名のうち17名でございます。開会定足数は11名でございますので、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第6条により、本会は有効に成立しております。

次に、会議の公開については、当審議会運営細則第7条により、審議会は原則として公開としておりますが、本日の議案は認可に関する議案のみのため、審議は非公開となります。

これより本日の議案の審議に入らせていただきますので、傍聴者はご退席をお願いいたします。

(傍聴者退席)

○近藤会長 それでは、本日の議案の審議に入らせていただきます。

まず、今回の新たな諮問について事務局から説明願います。

○私学部長 本日諮問させていただく案件は、お手元に配付しております7件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第8条第1項及び第31条第2項の規定により、下記事案について貴審議会の意見を求める。平成30年5月21日付、東京都知事名。

記、1、共立日語学院の収容定員変更に係る学則変更認可について、文京区、ほか6件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれご説明させていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、ただいま説明のありました新たに諮問される案件7件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日議題となっております議案のうち、次回に継続いたしますものを除く議案第1号から議案第5号につきましては、各部会において了承されておりますことをご報

告申し上げます。

○近藤会長 それでは、今回新たに諮問されている案件について順次審議することといたします。

初めに、専修各種学校関係の案件でございます。

議案第1号は、各種学校の収容定員に係る学則変更認可でございます。

事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第1号、共立日語学院の収容定員に係る学則変更認可についてご説明いたします。

共立日語学院は各種学校として平成28年10月1日に設置認可を受けた学校ですが、このたび収容定員の増員に係る学則変更認可の申請をしてきたものです。

それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項1及び2に記載のとおりです。

変更の時期は、平成30年10月1日を予定しております。

変更の理由は、「入学志願者数の増加に対応するため、収容定員を変更する」ものでございます。

設置者は学校法人共立育英会で、理事長は石塚庸平氏、校長は本田一男氏です。

経費の見積もり及び維持の方法は、要項7に記載のとおりです。

学科別修業年限及び生徒定員は要項8に記載のとおりで、第1部の進学日本語課程2年コースの入学定員を45名から60名へ、進学日本語課程1年6カ月コースの入学定員を20名から40名へ増員しております。

また、第2部の進学日本語課程2年コースの入学定員を45名から60名へ、進学日本語課程1年6カ月コースの入学定員を20名から35名へ増員しております。これにより、総定員は260名から390名となります。

校地、校舎、教職員組織につきましては、要項9～11に記載のとおり、設置要件及び基準を充足しております。

備考欄には、各種学校の認可年月日を記載しておりますので、参考にごらんください。

以上で、議案第1号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤課長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

それでは、議案第1号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

続いて、議案第2号及び議案第3号は専修学校及び各種学校の廃止認可でございます。

事務局より、一括して説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第2号、東京都済生会看護専門学校の廃止認可についてご説明いたします。

東京都済生会看護専門学校は平成7年3月23日に専門学校の認可を受けた学校ですが、このたび廃止認可の申請をしてきたものです。それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項1及び2に記載のとおりです。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止理由は、「生徒数が確保できなくなったことにより、学校の運営継続が困難となったため」です。

設置者は社会福祉法人恩賜財団済生会で、理事長は炭谷茂氏、校長は高木誠氏です。

生徒の処置については要項7に記載のとおり、平成30年3月末をもって全員卒業しております。

教職員の処置については、要項8に記載のとおり、平成30年3月末をもって退職、または同法人内で配置転換をしております。

指導要録等については、要項9に記載のとおり、設置者に置いて保管します。

資産の処置については、要項10に記載のとおり、設置者において処置します。

備考欄には、校地、校舎の面積、生徒定員などを記載しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

続きまして、議案第3号、武蔵野美術学園の廃止認可についてご説明いたします。

武蔵野美術学園は昭和44年3月15日に各種学校の認可を受けた学校ですが、このたび廃止認可の申請をしてきたものです。それでは、要項に基づきましてご説明いたします。

学校の名称及び位置は、要項1及び2に記載のとおりです。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止理由は、「生徒数減少により、学校の運営継続が困難となったため」です。

設置者は学校法人武蔵野美術大学で、理事長は天坊昭彦氏、校長は丸亀敏邦氏です。

生徒の処置については、要項7に記載のとおり、平成30年3月末をもって全員卒業してお

ります。

教職員の処置については、要項 8 に記載のとおり、平成30年 3 月末をもって退職、または同法人内で配置転換しております。

指導要録等については、要項 9 に記載のとおり、設置者において保管します。

資産の処置については、要項10に記載のとおり、設置者において処置します。

備考欄には、校地、校舎の面積、生徒定員などを記載しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第 3 号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

それでは、議案第 2 号及び議案第 3 号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、幼稚園関係の案件でございます。議案第 4 号は、幼稚園の設置者変更認可でございます。

それでは、事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第 4 号、府中文化幼稚園の設置者変更認可についてご説明申し上げます。

学校の目的、名称、位置は、それぞれ要項 1 から 3 に記載のとおりでございます。

変更の時期は、認可のあった日いたします。

変更の理由でございますが、旧設置者の死亡に伴い、新設置者が引き継ぐため変更するものでございます。

設置者は大久保秀憲氏、園長も同じく大久保秀憲氏でございます。

経費の見積もり及び維持方法は、要項 8 に記載のとおりです。

また、要項 9 にありますとおり、園地、園舎、運動場、教職員等につきましては、いずれも設置基準を充足しております。

以上で、議案第 4 号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

それでは、議案第 4 号につきましては、認可を適当と認める旨、答申いたします。

続いて、議案第 5 号は幼稚園の廃止認可でございます。

それでは、事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第5号、保木間幼稚園の廃止認可についてご説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び2に記載のとおりでございます。

廃止の時期は、認可のあった日といたします。

廃止の理由でございますが、「後継者不在により、運営が困難となったため」廃止するものでございます。

設置者は坂田重秋氏、園長は坂田重秋氏でございます。

園児の処置でございますが、平成29年度末をもって全員卒園しております。

教職員の処置でございますが、平成29年度末をもって全員退職しております。

指導要録等の引き継ぎ方法及び資産の処置、園地、園舎等につきましては、それぞれ要項9、10、11に記載のとおりでございます。

以上で、議案第5号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。

それでは、議案第5号につきましては、認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回諮問のみで継続審議とする案件でございます。議案第6号及び議案第7号は、学校法人の寄附行為認可及び専修学校の設置認可でございます。議案第6号及び議案第7号は第1部会の所管でございますので、第1部会の委員の皆様には部会調査をお願いいたします。

以上で、本日の案件についての審議を終了いたします。

最後に、審議会日程についてでございます。次回、6月の開催日は18日月曜日を予定しております。会場は、開催案内にて改めて事務局から通知させていただきます。

それでは、これをもちまして、本日の「東京都私立学校審議会」を終了させていただきます。

ご審議ありがとうございました。

午後3時10分閉会